

## 地方税財源の充実・確保について

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、  
中小企業庁、国土交通省、文部科学省

### 地方一般財源・地方交付税の総額確保

京都府では、これまでから地域経済を支えるための経済・雇用対策や防災・減災対策、少子化対策、医療、福祉、安全など住民目線での施策展開に取り組んでおり、今後はこれらに加えて地域の総合戦略に基づく諸施策を実施していく。これらの対策を責任を持って実施するために、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方財政計画の歳出への計上の継続・拡充など地方一般財源の総額を確保するとともに、歳出特別枠を堅持するなど、地方交付税の総額を確保していただきたい。

### 退職手当債の発行条件に関する特例措置の継続

都道府県全体の傾向と同様に、京都府においても、いわゆる義務標準法に基づく 40 人学級編成に伴い昭和 50 年代後半以降採用した教職員を中心に、平成 28 年度以降も引き続き退職手当債の発行条件に関する特例措置期間と同程度の大量退職が見込まれるため、平成 27 年度までとされている現行の特例措置を継続していただきたい。

### 安定的な地方税体系の構築

地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を進めていくため、引き続き税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築を進めていただきたい。

更なる法人実効税率の引下げを行う場合は、地方財政に影響を与えることのないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久財源の確保を図っていただきたい。

自動車取得税は、京都府及び府内市町村にとって、一般財源化された以降も、地域住民の安全安心に資する道路の維持・整備費などの貴重な財源であり、廃止にあたっては地方に減収が生じることのないよう、安定的な代替税財源を同時に確保していただきたい。

ゴルフ場利用税は、京都府及び府内のゴルフ場所在市町村にとって、ゴルフ場所在地の行政需要に対応する貴重な財源で、特に府内には、税源が乏しく地方税に対するゴルフ場利用税交付金の割合が 30 % 近くを占める町村もあり、財政運営への影響が大きいことから、現行制度を堅持していただきたい。

償却資産に係る固定資産税は、府内市町村の地方税収の約 10 % を占める重要な税目であり、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、現行制度を堅持していただきたい。

### **消費税率引上げに際した低所得者層などへの配慮の実施に対する地方の意見の反映**

地域経済の回復に弱さが見られる中で、消費税率を引き上げる際には、低所得者層や中小企業への配慮等の課題について、引き続き国・地方が相互に協力し、検討を進めるようにしていただきたい。なお、軽減税率の導入については、その導入時期や地方税財源の確保において、十分な配慮をしていただきたい。

#### **【現状・課題等】**

地方一般財源の確保

京都府では、基金等を活用して、これまで雇用創出事業や中小企業金融対策など、地域の雇用・経済対策を積極的に実施

(国の経済対策基金事業の実施状況)

平成 20 ~ 27 年度総計 約 1,329 億円 (うち緊急雇用約 520 億円)

京都府では、国補正予算と連動した平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算において、多子世帯の支援などを柱とした「少子化対策総合戦略事業費」32 億円や京都版「小さな拠点」づくりを進める「地域創造拠点整備事業費」1 億円などを計上し、地方創生の目的である少子化対策や人・仕事・地域づくりに向けた施策を積極的に展開

### 京都府の退職者数見込み

京都府では、平成 28 年度以降も平成 33 年度まで 1,200 人を上回る退職者が見込まれ、その結果、平年度ベースの標準退職手当額（約 150 億円）を約 100 ～ 120 億円上回る退職手当支給が必要となる見込み

全国的には平成 28 年度以降、退職者が減少していくものの、都道府県においては、教職員を中心に京都府と同様に高止まりの傾向

### 安定的な地方税体系の構築

京都府では、平成 27 年度法人 2 税収入が前年度最終予算に比べ約 103 億円（15.4%）増加する見込みであるが、リーマンショック前の平成 19 年度と比べると、地方法人特別譲与税額を含めても、約 125 億円（9.3%）の減少の見込み

（約 1,212 億円、約 1,139 億円、約 1,337 億円）

自動車取得税が廃止されれば、府内では約 15 億円の影響（うち市町村約 13 億円、府約 2 億円、平成 26 年度最終予算ベース）

ゴルフ場利用税交付金は、府内 17 市町村の重要な財源。地方税に対するゴルフ場利用税交付金の割合が 30% 近くとなる町村も府内には存在

### 消費税率引上げに関する課題

平成 29 年 4 月の消費税率 10% への引上げに伴い、導入が予定されている軽減税率制度については、対象品目の選定や区分経理等のための制度整備のほか、地方消費税や地方交付税の総額の減少に対する地方税財源の確保方策などが課題

### 【京都府の担当課】

総務部	財政課	075-414-4424
	税務課	075-414-4426
	自治振興課	075-414-4454